

令和8年4月

ふじみ野市立小学校 保護者 様

ふじみ野市教育委員会

令和8年度小学校給食費についての御案内

日頃から、学校給食運営に御理解、御協力いただきありがとうございます。

学校給食が4月13日から始まります。今年度も衛生管理を徹底し、安全でおいしい学校給食を提供していきます。

さて、令和8年度の学校給食費につきまして、国の給食費負担軽減交付金の活用と、市の一部負担により、保護者負担額を0円（実質無償化）とすることといたしました。

なお、保護者負担額が0円になることによって給食の質が変わることはありません。その他の取り扱いについては下記の通り御案内申し上げます。

記

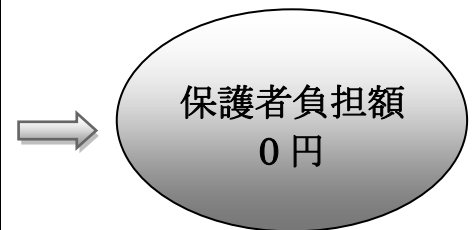
1 給食実施日

区分	年間	1学期	2学期	3学期
小学校	188回	4月13日～7月15日	8月27日～12月22日	1月13日～3月19日

2 学校給食費（児童一人あたり）

令和8年度に給食費の改定を行いましたが、国の負担軽減交付金の活用と市の一部負担により、保護者負担額を0円とします。
保護者の皆様のお手続きは不要です。

令和8年度給食費 (月額)	内訳	
	国からの交付金 (月額)	市の一部負担額 (月額)
5,400円	5,200円	200円



3 令和7年度以前の給食費について

令和7年度以前の給食費については、実質無償化の対象ではありません。

そのため、未納分がある場合は引き続きお支払いいただく必要があります。

未納の給食費がある方につきましては、学校運営や今後の給食提供を円滑に進めるためにも、至急お支払いくださいますようお願い申し上げます。

4 給食の提供を受けていない方の取扱い

対象の方には詳細が決まり次第、お知らせいたしますので今しばらくお待ちください。御理解、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

5 よくある質問

Q. 中学生は実質無償化の対象か？

A. 対象ではありません。令和8年度の実質無償化は小学生のみが対象です。そのため、小学校で給食費が実質無償化されている場合でも、中学校進学後は給食費の御負担が発生しますので、あらかじめ御了承ください。

Q. 市外に住んでいてふじみ野市内の小学校に通学している場合、実質無償化の対象となるか？

A. 対象となります。お手続きは不要です。

Q. 令和9年度以降も実質無償化は続くか？

A. 令和9年度以降については、国の制度が公表されていないため未定です。

Q. 長期欠席の場合、連絡は不要か？

A. フードロスの観点から給食の停止は必要です。学校へ給食停止の連絡をしてください。

Q. 就学援助を受けているが、実質無償化の対象となるか？

A. 対象となります。就学援助の支給対象費目から外されます。

Q. 生活保護を受けているが、実質無償化の対象となるか？

A. 従来どおり、生活保護の支援により給食費が支給されます。生活保護が廃止になった場合は、実質無償化の対象となります。

給食費は実質無償化となりますが、給食を残さず感謝の気持ちを持って食べるようお子さまにお伝えください。給食センターでは、安全・安心で、栄養バランスが取れた子どもたちに喜ばれる給食の提供に努めています。給食を大切にする習慣づくりに御協力をお願いします。

問い合わせ先 〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1
ふじみ野市教育委員会 教育部学校給食課
電話 049-220-2086